

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在する不動産管理業を営むB会社に雇用され、不動産管理業務のほかに主として経理事務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から担当していたホームページの作成業務に関し、社長から厳しい叱責や退職勧奨を受けたことから、同月〇日ひどいめまいや不眠などの症状が出現したという。

請求人は、同日、C病院に受診し「浮遊性眩暈症」と診断され、その後、同月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。

今般、請求人は、前回処分時の請求と同じ理由にて、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は前回処分時と同様の理由により、これを支給し

ない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

本件において、請求人が業務上の事由により発病したと主張する精神障害は、その発病経過、発病時期、疾病名等からして、既に平成〇年〇月〇日付け裁決書（以下「前裁決書」という。）により業務上の事由によるものではないと判断している疾病と同一であり、今般、請求人らから新たな主張も証拠も提出されていない以上、前裁決書の判断を変更すべき理由はないものと判断する。

3 以上のおりであるので、本件請求に係る請求人に発病した精神障害も業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。